

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月21日(火)午後1時から

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 転用許可不要農地の現状変更届出について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第9	議案第3号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 矢巾農業振興地域整備計画に変更に係る協議に対する意見決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第7回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、議題についての朗読を一部省略し、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。8番藤原啓師委員、9番吉田力委員、10番川村良道委員にお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。

議 長	<p>日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日 1 日と決めます。</p>
議 長	<p>日程第 4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>6 月 29 日の令和 2 年度盛岡地方農業農村振興協議会通常総会、30 日の令和 2 年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会、7 月 1 日の第 21 回岩手中央農協農業振興協議会総会、これは全て通常総会でした。いずれも経過報告、会計報告、令和 2 年度の事業計画の審議がございました。</p> <p>7 月 1 日の令和 2 年度第 1 回矢巾町農業祭実行委員会は、今年の農業祭は開催しないということに決定しましたが、イベントや品評会は実施するとのことです。品評会の表彰式も行うとのことです。今までみたいな舞台や餅撒きといった大きなイベントは開催しないことで決定しております。</p> <p>あとは特にはございません。</p> <p>議 長 なお、その他につきましては、あらかじめお配りしておりでございます。</p> <p> 何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p> (「なし」の声あり)</p> <p>議 長 では、次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号 朗読】</p>
事務局	<p>補足説明といたしましては、番号 1 の案件につきまして相続人は町外の方ですが、いずれ貸借を入れる予定となっており、耕作放棄地にはならないものと思われます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p>

議 長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第2号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
事務局	<p>【報告第2号 朗読】</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、こちらの農地は水捌けがとても悪いために暗渠の埋設をするものとなっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
事務局	<p>【議案第1号 朗読】</p>
事務局	<p>この案件につきまして、お手元の別添「農地法第3条調査書」をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p>

	(「なし」の声あり)
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(賛成者挙手)
議 長	<p>挙手全員ですので、許可することに決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
事務局	【議案第2号 朗読】
事務局	<p>なお、この5件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>
	(「なし」の声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(「なし」の声あり)
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(賛成者挙手)
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p> <p>次に進みます。</p>

6 番	はい、議長。
議 長	はい、6 番藤原幸藏委員。
6 番	6 番藤原です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	6 番藤原幸藏委員の退席を許可します。 また、議案第 3 号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。
	休憩 13 時 12 分 (6 番藤原幸藏委員 退席) (産業観光課：岩館貴紀主査 入室) 再開 13 時 15 分
議 長	再開します。
議 長	日程第 9、議案第 3 号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。
事務局	【議案第 3 号 朗読】
議 長	この議題に関しまして、詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。
産業観光課	議案第 3 号につきまして、新規の賃貸手続き 1 件となります。○○○○○○○○○○○○○○は、該当農地の○○○○○○○の人・農地プランの中心経営体であるため、○○○○○○○○○への配分計画の案を作成しました。 なお、期間は 6 年間となっておりますが、これは○○○○○○○○○から、「これまでの計画と期間を合わせたい」との理由で設定するものとなりますので、よろしくをお願いします。以上説明とさせていただきます。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)

議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第3号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p> <p>6番藤原幸藏委員が着席するまで休憩といたします。</p>
議 長	<p>休憩 13時17分</p> <p>(6番藤原幸藏委員 着席)</p> <p>入室 13時18分</p>
議 長	再開します。
議 長	<p>日程第10、議案第4号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第4号 朗読】</p>
議 長	<p>詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。</p>
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課、岩舘主査。
産業観光課	<p>引き続き、私の方から議案第4号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案第4号につきましては、農振農用地からの除外申し出が2件あったため、</p>

	<p>計画変更するものであります。</p> <p>1件目は、申出者〇〇〇〇です。申出者が兼業で行う建設機械リース業の需要が拡大したため、事業所用地の東側に隣接する現住宅敷地を今後事業所所用地として拡大、利用することに伴い、南側に隣接する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部に農家住宅及び農機具格納庫兼野菜乾燥室を建設するために農振農用地から除外するものであります。</p> <p>2件目は、申出者〇〇〇〇です。申出者は現在、本家世帯と同居していますが、子供の成長に伴い現住居が手狭となったため、西側に隣接する本家所有の土地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部に農家分家住宅を建設するために農振農用地から除外するものであります。以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12 番	<p>はい、12番佐藤です。質問事項がありますので順次お伺いします。</p> <p>まず、資料の様式第4号別添3、ここの1番ですが、農用地区域からの除外一覧、この表の中に除外理由が右の欄にあり、この表の下に※印が6つあり、3つ目の“除外理由”という内容の部分についてお聞きします。</p> <p>備考欄ですが、※印の内容を読めば、1つ目は除外する土地が農用地区域の設定基準に該当しない土地となった理由、それから2つ目が農用地区域に含まれない土地となった理由、それから3つ目が農用地区域から除外することを適当とした理由とあり、これらに該当する内容と根拠法令の条項を記載することとなっております。提示あった資料にはその記載がないが、よろしいのか伺います。</p>
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。確かに根拠法令の条項を記載することとなっております。県に事前に確認しましたが、特段指摘事項がなかったため、このとおりの記載となりました。

	再度、県に確認をし、この部分の訂正が必要であればそこは訂正させていただきます。以上でございます。
12 番	県に何うまでもなく、この記載事項のとおりであれば、そのとおりにするべきであると思います。
産業観光課	そのとおり対応いたします。
12 番	そこには該当する条文をきちんと明記し、根拠を明確にさせていただきたい。
議 長	あとはございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。次に、申出者の〇〇〇〇さんと所有者の〇〇〇〇さんの関係を教えてください。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。本人（〇〇〇〇 氏）からの聞き取りですが、親族関係ではなく他人と話を伺っています。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。同じ〇〇姓ですが、関係がないということですか。
産業観光課	はい、議長。

	ます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。この地域の農業マスタープラン（人・農地プラン）に担い手の関わりが出てくると思われますが、どなたが担い手となっていますか。また、〇〇〇〇さんの農業マスタープランへの関わりと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地について、地域の集積の関係を教えてください。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩舘主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。地域の人・農地プランの〇〇〇〇さんの位置づけとしまして、担い手、中心経営体にはなっておりません。この農地は、所有者の〇〇〇〇地区の集落営農組織の方に集積になっております。そのため、地域の中心経営体、担い手の集積には特段影響はないことにはなっております。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。続いて、2の事業目的（転用理由）についてですが、記載されている理由を要約します。第1に兼業である建設機械リース業の需要拡大によること、第2にその建設機械リース業の事業用地として現在住んでいる宅地をそこに充てたいこと。そしてこれらに伴い農家住宅と農機具格納庫、野菜乾燥室用地を隣接地である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部に転用を求めてきたと判断されますが、この内容で間違いはないでしょうか。

産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えさせていただきます。記載理由のとおりになります。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。
議長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12番	<p>はい、12番佐藤です。続いて、3の事業計画概要（事業着手時期等）について伺います。これは、事業着手時期等までのことについて記載してありますが、その中の農家住宅及び農機具格納庫、野菜乾燥室規模についてお聞きします。</p> <p>特に、機械格納庫と乾燥室の面積規模が165.62㎡とありますが、この根拠について伺います。</p> <p>現在ある機械格納庫及び野菜乾燥室の規模と今回計画されている規模を比較し、どの位の面積差があるのか、もし把握しているのであれば教えてください。</p>
産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。現在の規模との差については把握していませんが、農機具格納庫兼野菜乾燥室を建てるにあたり、農機具格納庫に収納する農機具を確認しました。今回の申出者が所有している農機具の写真を提示いただき、それをどのように配置するかという配置図を提示いただき、実際あるものを収納するためにこれくらいのスペースが必要であることを確認したうえで申出を受け入れたところです。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。

議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。それは、現在の農機具格納の面積と計画にある格納庫面積は、同一なのですか。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。計画の規模は同じではありません。現在地にある農機具のほか、他のところに保管している農機具もあったため、それを確認するために農機具の写真を提出いただき、規模を確認したところです。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。今の内容が面積の根拠ですか。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えさせていただきます。はい、根拠となります。写真で確認した農機具を格納庫の中に配置する計画をお示しいただき、それによりそれぞれの農機具に必要なスペースであると確認したところです。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。

12 番	<p>はい、12 番佐藤です。先ほどの質問に関連しますが、農機具の配置スペースの計画面積に、営農に関わらない機械を格納することは当然あり得ません。</p> <p>営農に係る機械とその格納庫建築の計画に対して、営農上の必要性を具体的な内容で示して欲しい。農機具格納庫の決定根拠につながります。</p> <p>例えば、機械格納庫に格納する農機具の種類、規格、台数、それに伴う床面積です。また、同じくこの建物には野菜乾燥室が一緒になっているようですが、その野菜乾燥室としての利用計画内容と規模、それに伴う床面積です。</p> <p>これらを示していただければ、この建物に対する規模決定根拠の確認ができると判断します。これらの説明資料はありますか。</p>
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩舘主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。今のご意見を申出者に対し、資料として提出いただくように求めることにします。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。それでは、その資料についてよろしくお願ひします。</p> <p>続いて、5 の事業計画地に関する土地基盤整備の実施状況についてですが、添付されている図面を見ますと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆の面積ですが、転用を必要とする面積がおおよそ 10a ですが、それを 1 筆でみると 30 a 規模位の面積に見えます。</p> <p>それから、当該地から周りを見回すと、1 枚の田に所有権が異なる複数人が入る組田方式の田が並んでいます。区画が整然となっている状況なので、ほ場整備事業が実施されているエリアであるとの図面から推察します。</p> <p>ただ、書面には土地基盤整備事業は実施されていないと載っています。この辺の調査内容はいかがですか。</p>
産業観光課	はい、議長。

議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。ほ場整備の実施地区というものは町の方でも確認しており、今回計画する農地は、ほ場整備等の事業は入っていませんでしたので、このような記載にさせていただいております。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。先ほどの質問に関連しますが、この 30 a 区画は自力で整備したものでですか。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えします。自力で整備したか詳細は確認していません。ほ場整備事業の際に区域を定めますが、近郊で行っているほ場整備事業の区域には、今回の農地は含まれていないところでございます。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。当該地は、ほ場整備事業が実施されていないということですか。
産業観光課	はい、議長。

議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えさせていただきます。実施されてお りません。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。同じく関連質問ですが、この計画の周りの農地につい ては、ほ場整備が実施されていると考えてよろしいのではないのでしょうか。 これを吟味したいのは、仮に、近辺にはほ場整備事業や用排水事業等が入ってい た場合、用水系統から受益地と見なされることがあります。たとえ、ほ場整備事 業の対象地として入っていないなくても用排水事業効果の恩恵を受けているとい うことも想定されるので、事業の確認をした次第です。 そのところもお分かりでしたらば、教えてください。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えさせていただきます。お調べして、 後刻お示ししたいと思います。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。続いて様式第 4 号の別添 5 の表ですが、この内容の中 に、1 の農用地区域外に代替すべき土地がないとする理由があります。これは俗 にいう転用理由の確認の調書になるのですが、この内容に農用地区域内に代替す べき土地がないとする理由の中の 2 段落目の 3 行目後段に「町内の既存の市街化

	<p>区域のほか周辺地域に候補地を検討したが、やむなく市街化調整区域内において周辺農地への影響が最小と考えられる当該地区を選定した。」と言葉が続いていますが、市街化区域の候補地としてどのくらいの内容を検討したのかどうか。</p> <p>また、市街化区域の候補地を断念した理由とその候補地の位置、同じく周辺地域にも同様に候補地を検討したのかどうか。その位置と断念した理由などについて具体的に示してほしい。</p>
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩舘主査。
産業観光課	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えさせていただきます。こちらに検討した資料がありますので後でお示ししたいと思います。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。
議 長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12番	はい、12番佐藤です。資料をよろしくお願いします。先ほどの質問に関連しますが、市街化区域に建設ができなかった理由を総括的に教えてください。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩舘主査。
産業観光課	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。できなかった理由、市街化区域の中の検討地においては、住宅が周辺にあり、人や車の移動が多いということや、周辺の白地の農地については、接道等が取れないということで建築基準法上の観点から建設ができないということの判断があり、今回の土地に建てることになりました。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。

議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。同じく関連質問ですが、それは、農家住宅と格納庫他を建てる用地としての選定ですか。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩舘主査。
産業観光課	はい、12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。農家住宅と格納庫他を建てる用地としての選定です。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。その視点は違うと思われま。農家住宅、機械格納庫及び野菜乾燥室の用地は、兼業であるリース事業が拡大したことによって、そこから出ていかなければいけない条件の元に選定していませんか。</p> <p>本来、現在地でのリース事業の用地が手狭になったら、市街化区域から市街化調整区域で、リース事業用地を求めることが検討の順番になると思います。ですから、候補地の選定の考え方について、最初のボタンの掛け違いがあるのではないかと思いますがいかがですか。</p> <p>先程の質問において、転用理由のところを再度確認しましたが、それはその根拠を明確にするためのものでした。</p> <p>市街化区域が全て満杯になっており、入る隙間がないなどの状況でなければ、市街化調整区域にリース事業の拡大に伴う事業用地を求めることは、困難だと思います。</p> <p>市街化区域には、ご覧のとおり、まだ空き地があります。そこをリース事業用地の候補地になぜできなかったか、捉えることができなかったか、いかがですか。</p>
事務局	はい、議長。

議 長	はい、事務局。
事務局	先ほどのほ場整備の関連を含め、確認をしたいため、休憩を申し入れします。
事務局	確認するため、休憩といたします。
	休憩 13時45分 再開 14時05分
議 長	再開します。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。ほ場整備の区域に入っているのではないかというご意見をいただきまして、確認したところ現地は、ほ場整備事業に入っていないが、近辺では、〇〇ほ場整備事業が実施されていますので訂正させていただきます。
議 長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。
議 長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12番	はい、12番佐藤です。 この第1の〇〇〇〇さんの農振除外、転用要件の内容に対して、それぞれの質問及び答弁内容において、妥当性を確認するに至らないものになっています。そこで、追加の資料とその補足説明を求めたいと思います。その後に農業委員会として妥当性を確認し、意見をすることとしてはいかがでしょうか。 現在の未確認状況では、「意見を出せない」という内容がよろしいかと思われます。
議 長	あとは、ございませんか。

	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。
議 長	議案第4号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、第1の件(〇〇〇〇さんの案件)は、提示された資料の不足から農業振興地域での今回の計画の妥当性についての意見は出せない、第2の件(〇〇〇〇さんの案件)は妥当な計画であるとして意見する、賛成委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員ですので、第1の件は計画の妥当性についての意見は出せない、第2の件は変更するに妥当な計画であるとして意見することに決めます。
議 長	説明員が退席するまでの間、休憩といたします。 休憩 14時15分 (産業観光課：岩館貴紀主査 退席) 再開 14時16分
議 長	再開します。
議 長	以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。皆さま、大変お疲れ様でした。
	終了 14:16

以上は、令和2年7月21日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 8番 _____

〃 9番 _____

〃 10番 _____